



# グリーン調達ガイドライン

第五版

2026年2月発行

---

**KBG Group**



## 【目次】

1. はじめに	3 頁
2. 環境方針とグリーン調達	4 頁
3. グリーン調達における基本的な考え方	5 - 6 頁
4. グリーン調達要求事項	7 - 8 頁
別表 指定化学物質リスト	9 頁



## 1. はじめに

創業以来、私たち KBG グループは、「環境への対応なくして企業の将来はない」との認識のもと、ゴムを中心とした「Protect」製品の技術商社として企業活動を行ってまいりました。

昨今では、持続可能（サステイナブル）な社会の実現を目指すことが企業に課せられた重要な課題となっており、企業が自らの経営活動において環境配慮を志向し、環境負荷のより小さい製品を市場に提供していくことが、将来の環境問題の解決に大きく貢献していくものと考えております。

また、世界各国で制定されている環境関連の法令規制が、日に日に厳しくなり、法令遵守が出来ていない企業は、社会に対しての責任を問われ、多大な経営リスクが伴う恐れもございます。

このような背景の中、環境に配慮した調達業務は企業にとって、ますます重要度を増しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題となっております。

つきましては、お取引先様へご理解とご協力のお願いとして、「環境関連の法令規制を遵守し、環境にやさしいサステイナブルな社会生活に貢献するため」の『グリーン調達ガイドライン(第五版)』を発行させていただきます。

これまでの弊社企業活動のご協力に感謝いたしますとともに、更に一層のご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



## 2. 環境方針とグリーン調達

### 【環境方針】

サステイナブルな生活環境への貢献のため、当社グループの全ての事業活動に於いて地球環境との調和を目指す。

1. ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築し、当社事業活動に於ける運用と継続的な改善に取り組む。
2. 環境負荷が低く安全な製品や、環境負荷の低減に寄与するサービス等のご提案とご提供を積極的に進める。
3. 当社事業活動に關係する環境関連の法規制や、当社が同意するお客様からの要求事項を順守するとともに必要な情報提供を行う。
4. 環境方針は必要に応じて公開する。

### 【グリーン調達への取り組み】

「環境への負荷が出来る限り小さい資材・部品を、環境への取り組みに優れたお取引先様から優先的に調達する」という方針に基づいてお取引先様と連携し、環境保全に向けた取り組みを進してまいります。



### 3. グリーン調達における基本的な考え方

お取引先様との取引に際しましては、弊社要求事項に対して積極的に取り組まれるお取引先様を優先とさせていただきます。

特に下表に示す指定化学物質に関しては、弊社の要求事項を遵守していただきます。

#### 【指定化学物質】

管理ランク	物質名
禁止物質 (31 物質群)	カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、PBB 類、PBDE 類、DEHP、BBP、DBP、DIBP、PCB 類、PCT 類、ポリ塩化ナフタレン類、SCCP (C10-C13)、MCCP (C14-C17)、アスベスト類、特定有機スズ化合物、PFOS 類、UV-328、DMF、HBCD、PAHs、PIP(3 : 1)、PCTP、HCBD、PFOA 類、PFCA (C9-C21) 類、PFHxS 類、MOAH、MOSH、デクロランプラス
削減	オゾン層破壊物質 (Class1)
管理物質(群)	IEC62474 報告対象化学物質リスト REACH 規則 高懸念物質 (SVHC) 群

※詳細は「別表 指定化学物質リスト」参照



なお、弊社お客様独自の規定または業界動向の事情により、管理内容（物質群、管理ランク、閾値等）が異なる場合がございます。これらの場合も、要求事項をご確認のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、製造工程、貯蔵、輸送等の段階で使用される指定化学物質についても調査をお願いする場合がございます。併せてご協力をお願いいたします。



## 4. グリーン調達に対する要求事項

### 4-1) お取引先様の環境経営に関する要件

#### ① 環境マネジメントシステム

グリーン調達、およびそれに関連する指定化学物質を適切に管理・運用するため、環境マネジメントシステムを構築すること。  
また、弊社から見た二次三次以降の仕入先様からの指定化学物質の含有情報を伝達すること（環境情報伝達を推進いただく）。

#### ② 法令遵守

関係する環境保全の法令・法規を遵守すること。

#### ③ 環境改善活動の推進

省エネ、廃棄物・CO<sub>2</sub>排出の削減、輸送手段の効率化等自主的に環境改善活動を推進すること。

#### ④ 情報提供

弊社が要求する場合、必要な環境情報を提供すること。  
尚、秘密情報となり得る場合は、事前にその旨通知すること。



## 4 – 2) 製品に関する要件

### ① 指定化学物質の制限

弊社に納入される資材・部品等については「指定化学物質リスト」に指定する『禁止』物質の含有を禁止

### ② 指定化学物質の報告

弊社に納入される資材・部品等については「指定化学物質リスト」に指定する『管理』物質の含有情報（化学物質の含有量、含有部位、納入品質量、含有目的および有害性の把握）を報告

### ③ 指定化学物質調査への協力

弊社ならびにお客様より指定化学物質調査の要求がある場合、指定化学物質の含有量、含有部位、納入品質量、含有目的および有害性の把握と情報提供

以上

### 改訂履歴

版	発行・改訂年月	主要改訂内容
初版	2021年1月	発行
第二版	2022年2月	指定化学物質リスト改訂
第三版	2024年2月	指定化学物質リスト、別表改訂
第四版	2025年3月	環境方針、指定化学物質リスト、別表改訂
第五版	2026年2月	グリーン調達要求、指定化学物質リスト、別表改訂



## 【別表 指定化学物質リスト】

管理 ランク	No.	化学物質(群)名	主な参考法令	CASNo. (代表)	閾値
禁止	1	カドミウム及びその化合物	EU RoHS指令	7440-43-9	均質材料中の0.01wt%
	2	六価クロム化合物	EU RoHS指令	10588-01-9	均質材料中の0.1wt%
	3	鉛及びその化合物	EU RoHS指令	7439-92-1	均質材料中の0.1wt%
	4	水銀及びその化合物	EU RoHS指令	7439-97-6	意図的添加 または 均質 材料中の0.1wt%
	5	ポリ臭化ビフェニール類(PBB類)	EU RoHS指令 EU POPs規則	—	均質材料中の0.1wt%
	6	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE類)	EU RoHS指令 化審法 第一種特定化学物質 米国「TSCA PBT規則」	—	均質材料中の0.1wt%
	7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	EU RoHS指令	117-81-7	均質材料中の0.1wt%
	8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	EU RoHS指令	85-68-7	均質材料中の0.1wt%
	9	フタル酸ジブチル(DBP)	EU RoHS指令	84-74-2	均質材料中の0.1wt%
	10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	EU RoHS指令	84-69-5	均質材料中の0.1wt%
	11	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs規則	1336-36-3	意図的添加
	12	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	EU REACH規則 Annex XVII	61788-33-8	材料の0.005wt%
	13	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が1以上)	化審法 第一種特定化学物質	70776-03-3	意図的添加
	14	短鎖型塩素化パラフィン(SCCP C10-C13)	EU POPs規則 化審法 第一種特定化学物質	85535-84-8	意図的添加 または 均質 材料中の0.1wt%
	15	中鎖型塩素化パラフィン(MCCP) (C14~C17までのものであって、塩素含有量 45wt%以上のものに限る)	EU POPs規則	85535-85-9	意図的添加
	16	アスベスト類	EU REACH規則 Annex XVII 労働安全衛生法(製造禁止)	77536-66-4	意図的添加
	17	特定有機スズ化合物 トリプチルスズ化合物(TBT類) トリフェニルスズ化合物(TPT類) ビス(トリプチルスズ)=オキシド(TBTO) ジブチルスズ化合物(DBT類) ジオクチルスズ化合物(DOT類)	EU REACH規則 Annex XVII	—	意図的添加 または スズ元素として部品中の 0.1wt%
	18	ペルフルオロオクタンスルホン酸類(PFOS) とその塩及びPFOS関連物質	EU REACH規則 Annex XVII EU POPs規則 化審法 第一種特定化学物質	1763-23-1	意図的添加 または 部品 中の0.025ppm (PFOSとその塩として) または1ppm(PFOS関連 物質の合計として)
	19	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6- ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール (UV-328)	EU POPs規則 化審法 第一種特定化学物質	25973-55-1	意図的添加 または 100ppm
	20	フマル酸ジメチル(DMF)	EU REACH規則 Annex XVII	624-49-7	部品中の0.00001wt%
	21	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD/HBCDD)	EU POPs規則 化審法 第一種特定化学物質	25637-99-4	意図的添加 または 0.0075wt%
	22	多環芳香族炭化水素(PAHs)	EU REACH規則 Annex XVII	50-32-8	プラスチック または ゴ ム部品の0.0001wt%



管理 ランク	No.	化学物質(群)名	主な参考法令	CASNo. (代表)	閾値
禁止	23	リン酸トリアリールイソプロピル化物 (PIP(3:1))	米国「TSCA PBT規則」	68937-41-7	意図的添加
	24	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	米国「TSCA PBT規則」	133-49-3	均質材料中の1wt%
	25	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	米国「TSCA PBT規則」	87-68-3	意図的添加
	26	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩 及びPFOA関連物質	EU POPs規則 化審法 第一種特定化学物質	335-67-1	意図的添加 またはPFOA とその塩の合計で 成型品中の0.025ppm、 PFOA関連化合物 またはそれらの組み合わ せで成形品や混合物中の 1ppm
	27	C9-C14ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩及びC9-C14 PFCA関連物質	EU REACH規則 Annex XVII	375-95-1 335-76-2 2058-94-8 307-55-1 72629-94-8 376-06-7	C9-C14 PFCAとその塩 の合計で25ppb、 またはC9-C14 PFCA関 連物質の合計で260ppb
	28	C15-C21ペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩及びC15-C21 PFCA関連物質	EU POPs規則	141074-63-7 67905-19-5 57475-95-3 16517-11-6 133921-38-7 68310-12-3	意図的添加
	29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)と その塩及びPFHxS関連物質	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH規則 Annex XVII EU POPs規則	355-46-4	意図的添加 または PFHxSとその塩の合計 で25ppb、 意図的添加 または PFHxS関連化合物の合 計で1000ppb
	30	1~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭水化物 (MOAH)	—	—	包装材と印刷物のインキ 中の1000ppm
	31	3~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭水化物 (MOAH)	—	—	包装材と印刷物のインキ 中の1ppm
	32	16~35個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭水化物 (MOSH)	—	—	包装材と印刷物のインキ 中の1000ppm
	33	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- ドデカペタシク ロ[12.2.1.16.9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジ エン("デクロランプラス"™)	EU POPs規則	13560-89-9	意図的添加 または 1000ppm
管理	34	REACH規則 高懸念物質(SVHC)群 (本ガイドラインで指定する禁止物質は除く)	—	—	個々の成形品の0.1wt%
	35	ICE62474報告対象化学物質リスト (本ガイドラインで指定する禁止物質は除く)	—	—	—